

の内、日本交通公社ビル内。

(正清 敬之助)

こくてつじむ 小口車 荷口のまとまらない小口貨物を、列車停車中に各駅で積卸しする目的で仕立てられた小口貨物積車をいう。

(堂本嘉信)

こくてつじむきょういく 国鉄委託教育 委託教育とは職員の教育訓練を部外の学校等に委託して行なうものをいい、学術研究員、大学委託研究員、委託生および学習生等がある。その目的等は次のとおりである。

1 学術研究員

職員の資質向上を旨とし、部外の大学または研究施設等に派遣して業務に必要な理論および技術の研究を行なわせるもので、これを命ずる者は、研究期間が1年以上のものは職員局長、1年未満のものは、それぞれ当該機関の長である(本社にあっては職員局長、本社附属機関・支社および支社の地方機関にあっては当該機関の長)。

2 *大学委託研究員

業務能率の向上と職場士気の高揚を旨とし、選抜により部外の大学に1年間派遣して、業務に必要な理論および技術の研究させるもので、職員局長が命ずる。

3 委託生

将来における幹部職員の育成と職場士気の高揚を目的として、部外の大学に委託し、一般大学生として学習を行なわせるもので、これを命ずる者は職員局長である。現在この制度は活用されていない。

4 学習生

レントゲン技術士、無線技士等特殊な技能を要する職員の育成のため、部外の学校・施設等に委託して、業務に必要な知識および技能を習得させるもので、これを命ずるものは、それぞれ当該機関の長となっている。

5 *外洋実務研修員

総裁の指定する部外の船舶において、業務に必要な知識および技能を習得させるもので、支社長が一定資格を備える者から適任者を選ぶことになっている。

(大原五郎)

こくてつじどうしゃゆそうてはい 国鉄自動車輸送手配 国鉄自動車は、現在旅客自動車(以下「バス」)約2,800、貨物自動車(以下「トラック」)約700両数をもって、旅客・荷物・郵便物および貨物を計画に基づき輸送している。特に国鉄自動車においては、民間バスと異なり、その路線も全国的で、しかも、その内容は鉄道の先行・代行・短絡・培養および補完等その性格が多岐にわたっているうえ、国鉄が単独で行なっているいわゆる独占路線や、国有鉄道線その他の交通機関と接続を保っている連帯路線、または最近始めたような名古屋と大阪・京都・神戸を結ぶ高速線もあり、輸送はますます複雑化の傾向をたどっているのが現在の姿である。このような輸送をスムーズに行なうためには、なんらかの手だてが必要であり、これを「輸送手配」(以下「手配」といっている。

国鉄自動車の場合、その機構は、まず本社に自動車局があり、その下に地方機関として自動車事務所が、さらにその管下を実施機関である自動車営業所があり、この3段階で輸送を行なっている。この3者の手配の権限関係を明確にしておかないと、命令が錯そうし円滑な輸送を行ないえないので、命令者や手配の内容を明確に規定して輸送の安全と正確を期している。

以下、手配の内容を順を追って説明すると、おおむね次のとおりとなる。

1 運行不能の場合の手配

(1) 旅客輸送の場合

事務所長は、バスが運行中故障等により運行不能となった場合は、鉄道・社線等により振替輸送し、または代りの自動車を回送するなど適切な手配を講ずる。

(2) 貨物輸送の場合

事務所長は、トラックが運行中故障等により運行不能となった場合は、代りの自動車を回送するなど適切な手配を講ずる。

2 路線不通の場合の手配

事務所長は、自動車線内に不通区間が生じた場合は、すみやかにその状況を自動車局長、営業局長および関係支社長に報告するとともに、関係の鉄道管理局長に通報するものとし、積雪等による予測できる線路不通については、あらかじめ上記に準じて報告または通報することになっており、この場合、自動車局長は鉄道公報に掲載する。

3 貨物運輸上支障がある場合の手配

事務所長は、路線不通その他運輸上の支障(または都合)により、一時貨物の運送を停止もしくは制限し、または、うかい経路により輸送する必要が生じた場合は、その情勢に適応した措置を講ずる。この場合、1事務所において手配が困難と認められるときは、自動車局長の指示を受ける。

4 前記1および3の手配を講じた場合は、路線不通の場合に準じて、次の事項を自動車局長に通報するとともに、その内容を必要に応じてテレビ・ラジオ・新聞等により、すみやかに旅客および公衆に対し報道する。

(1) 原因・区間・発生日時および開通の見込み。

(2) その区間の連絡方法・距離および所要時間。

(3) 自動車の運行状況。

(4) 旅客・荷物および郵便物または貨物の取扱停止、制限等の措置状況。

(5) 前各号に掲げるものほか、必要と認める事項。

5 鉄道事故その他により緊急を要する場合の手配および報告方。

事務所長は、鉄道事故その他により、緊急輸送の必要が生じた場合は、すみやかにその手配を講ずる。この場合も、1事務所において手配が困難と認められるときは、自動車局長の指示を受ける。

また、緊急輸送を行なった場合、事務所長は次の各号に掲げる事項を電話または電報により、自動車局長および支社長に報告する。

(1) 原因・区間・開始日時および終了日時の見込み。

(2) 自動車の運行状況。

(3) 以上に掲げるものほか必要と認める事項。

(松本敬司)

こくてつじむきんだいかちょうきけいかく 国鉄事務近代化長期計画 国鉄における事務近代化は、第1次および第2次5箇年計画の一環として、パンチカード式計算機を主体として推進され、現在までに*電子計算機1組、パンチカード式計算機47組、*記帳式会計機68台(昭和39年度末現在)を配置して、貨物統計、運輸速報、経理・資材・運転・工場事務および職員の給与計算事務などを主要業務として機械化してきた。

その結果、これら事務に従事していた要員の合理化または各種管理資料の作成期日の短縮、資料内容の多様化ならびに高度化、業務量増の吸収など多くの効果が得られている。

しかしながら、いまだ機械化対象業務は膨大な国鉄業務の一部でしかなく、地域的にも不十分であり、多くの開発の余地を残している。